

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、必要最小限の取締役での迅速な意思決定により、継続的に企業価値を高めるとともに、経営の透明性の向上を図り、全てのステークホルダーの皆様からの信頼を高めることを考えています。

当社は監査役会設置会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会および監査役会を設置しています。

取締役会については、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、少人数による活発な議論と迅速な意思決定を行っており、経営の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しています。

監査役会については、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役の執行の状況を客観的な立場から監査・監督を実施し、経営監視機能の充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人千尋会	801,700	8.85
伊井 剛	495,600	5.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	240,000	2.65
伊井壽子	220,000	2.43
伊井良江	209,000	2.31
日本証券金融株式会社	188,800	2.09
不二精機従業員持株会	177,300	1.96
岡田重雄	142,000	1.57
伊井珠美	133,000	1.47
伊井千尋	130,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

本項目は、平成29年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋秀昭	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋秀昭	○	株式会社ワールド・ワン 監査役 当社独立役員	中小企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、株主の負託を受けた独立機関として、中立公正な立場を立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期毎の会計監査報告時にミーティング等を行うことにより、当社及びグル - プ全体の会計監査、内部統制監査について、連携協力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅田浩章	公認会計士													
橋本豊嗣	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田浩章	○	梅田浩章公認会計士事務所 所長 監査法人アイ・ピー・オー 社員 株式会社トリドールホールディングス 取締役(監査等委員) 株式会社イーサーブ 代表取締役 当社独立役員	公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれない客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するには適任であります。
橋本豊嗣	○	一般社団法人 大阪中小企業診断士会 監事 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会 監事 当社独立役員	企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、株主の付託を受けた独立機関として、中立公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲や士気を高め、顧客満足をさらに向上させることを目的として、下記の付与対象者を対象としたストックオプションの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員に対しても、従業員の報酬と中長期的な企業価値の創造を直接的に結びつけ、従業員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的として、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 社外取締役及び社外監査役を含む、全取締役及び全監査役の総額を開示しております。
2. 取締役の報酬限度額は第36期定時株主総会において年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は第36期定時株主総会において年額50百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、原則月1回開催される取締役会の説明資料の事前配布や主要な使用人からヒアリングを実施できる体制を確保しています。経営会議等において審議報告された案件、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令違反などが、取締役会及び内部監査担当部署から遅滞なく報告される体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 経営管理機構

当社の取締役会は、取締役5名(うち独立役員である社外取締役1名)で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用しております。

2. 監査役体制

当社の監査役会は、監査役3名(うち独立役員である社外監査役2名)で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会への出席や、業務、財産の状況調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

3. 内部監査及び監査役監査

内部管理体制強化のために社長直属の内部監査室(1名)を設け、定期的又は臨時に厳正な内部監査を実施し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、効率性及び経営資料の正確性妥当性を検討、評価しております。また、すべての監査役は取締役会に出席し、経営の意思決定における妥当性、適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、常勤監査役は社内で行われる各種会議に適宜出席するほか、必要に応じてその議事録を閲覧するなど、経営監視機能の強化を図っております。

4. 会計監査

会計監査の適正さを確保するため、第三者である会計監査人より適正な会計監査を受けており、監査役会及び取締役会が、会社法、金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けております。前連結会計年度において監査業務を執行した監査法人及び公認会計士の状況は次のとおりであります。

(1) 監査業務を執行した監査法人

仰星監査法人

(2) 監査業務を執行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 寺本 悟

社 員 業務執行社員 里見 優

(3) 監査業務に係る補助者

公認会計士8名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

当社は、取締役会における経営判断力の透明性を確保するにあたり、各取締役の職務執行の状況等を監査・監督するため、監査役会を設置する体制が最適であると判断し、当該体制を採用しております。なお、取締役会及び監査役会には、それぞれ社外役員を選任することで、より客観的且つ独立的な立場から監視機能を行い、ガバナンス体制の充実化を図るとともに、当該体制の有効性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ、招集通知の内容を十分にご検討していただく時間を確保するために、2018年3月開催の第53期「定時株主総会」から、16日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年開催の第53期定時株主総会は、3月28日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに開示しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料など投資家に有益な情報を掲載しているほか、第2四半期及び決算短信開示後、速やかにIRサイトに決算補足解説資料を年2回掲示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社及び当社グループ全社でISO14001を取得し、グループ全社で地球環境保全活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「法令遵守」、「業務の適正・信頼性の確保」を行動規範に掲げ、内部統制の整備、コーポレートガバナンスの推進に努めてまいります。なお、当社内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備に努め、取締役および使用人に対するコンプライアンスの教育、研修を実施する。

また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書管理規程に従って行う。また、取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、「リスク管理規程」を定めリスク管理体制を構築する。また、同委員会により、リスク管理教育、指導を推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに取締役間の相互牽制を働かせる。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社および子会社における業務の適正を確保するものとする。

国内各事業ユニット及び海外子会社にて毎月開催される経営推進会議では、各事業ユニットの責任者または海外子会社経営者と、必要に応じ取締役、各部門担当者の参加のもと、月次業務執行報告と課題検討を行い、常時、業務及び執行の厳正な監視を行う。さらに、四半期に一度、取締役、監査役、国内各事業ユニット責任者及び海外子会社経営者の参加のもと、合同のグループ経営推進会議を開催し、グループ全体の業務及び執行につき、厳正な監視を行う。また、当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に適宜報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行に必要な場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。また、その使用人の人事については、監査役の意見を聴取するものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社および当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

8. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を図るものとする。また、監査役は、社長と定期的に意見交換会を開催する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会秩序、健全な企業活動を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を排除する。また、不当要求等には毅然として法的対応を行います。これらについて「コンプライアンス方針」に定める。

10. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応総括部署を管理本部とし、所轄警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の専門家と連携し、その体制を強化する。また、コンプライアンス・マニュアルにより教育を行い、周知を徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

対応総括部署を管理本部とし、所轄警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の専門家と連携し、その体制を強化しております。また、コンプライアンス・マニュアルにより教育を行い、周知を徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制及び適時開示体制の概要は下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、法令及び当社が上場している金融商品取引所が定める規則に則り、公正で、透明性の高い情報の開示を適切に行うことを経営の重要課題と認識し、経営者及び重要な情報を取り扱う社員が一丸となり取り組んでおります。

また、株主・投資家への誠実で積極的な情報開示、コミュニケーションを図ることで、相互理解、信頼関係を深めることを行動規範としております。

以上の基本方針に則り、次の社内体制を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

会社情報の適時開示の適切な実施に向け、次のとおり当社並びに子会社全体にわたる適時開示体制を構築しております。

(1) 決定事実及び発生事実

役職員の職務と権限を定めた社内規程において、当社並びに金融商品取引法に規定する当社の子会社が適時開示を含め重要な社外発表を行う場合は、当社社長及び情報開示担当役員の決裁を得るものとしております。

これらの適時開示すべき情報は経営企画部門に集約され、情報取扱責任者である情報開示担当役員の所管のもと、開示担当部署である経営企画部門が、広報・IR部門、財務部門、総務部門並びに関連部門と連携し、金融商品取引法や金融商品取引所の適時開示規則に基づき適時開示の必要性を判断のうえ、内容の適法性、適正性を確認し開示資料を作成します。

適時開示情報のうち、決定事実については取締役会の承認を得た上で、発生事実については社長及び情報開示担当役員の承認を得た上で、経営企画部門が開示します。

また、上記の業務ラインとは別に法令等の違反の疑いがある行為等について当社並びに当社の子会社の従業員から直接に相談が可能な顧問弁護士事務所への内部者通報制度を制定し、網羅的な情報収集に努めております。

(2) 決算情報並びに業績予想、配当予想の修正等

当社並びに当社の子会社の決算情報並びに業績予想、配当予想の修正等に関する適時開示すべき情報は、当社の財務部門に集約されます。決算情報については、社内規程により、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制監査制度について、内部統制の構築、評価及び報告に関する適切な運営を義務付け、内容の適正性の確保を図っております。

以上により収集された情報に基づき、情報取扱責任者である情報開示担当役員の所管のもと、財務部門が広報・IR部門、経営企画部門及び総務部門と連携し、金融商品取引法や金融商品取引所の適時開示規則に基づき適時開示の必要性を判断のうえ、内容の適法性、適正性を確認し開示資料を作成します。

これらの適時開示情報については取締役会の承認を得た上で、経営企画部門が開示します。

コーポレートガバナンス体制の概要を模式図で示すと次のとおりです。

